

ゴビンダ通信

№ 7

発行：無実のゴビンダさんを支える会
事務局

Justice for Govinda

- Innocence Advocacy Group

December.12.2002

私は、この事件とまったく関係ありません！

お元気ですか？ 私はあまり元気ないです。毎日退屈な日が続いています。

6年になりました。無実の人に、この静寂（狭い部屋）場所に閉じ込めたら、本当にひどいです。「無実の人」の命、奪うのは好きですか？ 地方裁判所の裁判官が書いた無罪判決の書類（document）見れば、すぐわかりますよ。私は、悪気のない（無実）の人。なぜずっと出さないで閉じ込められますか？

21世紀とは科学者（scientist）の時代です。医者（doctor）の科学鑑定から出た結果、裁判所なぜ信じてくれないですか？ なぜこのこと守ってくれないですか？ 医者の科学鑑定から出た結果と私から裁判所にしゃべった本当のこと、あと大勢な人たちからアピールしたこと、弁護士から書いた事実、最高裁判所、信じて（守って）ください。お願いします。

私は、この事件とまったく関係ありません。

千葉の幕張にあるインディアン・レストランの仕事は、とってもやりにくいです。毎日忙しいです。やりにくい仕事、長い時間まで仕事すると、夜すごく疲れるから、走って（早く）部屋（うち）に来たことはありません。とっても疲れるから、夜ゆっくり戻ります。だから夜の12時あたりだけ、部屋に行けるです。

高裁の裁判長、医者の科学鑑定に出た結果と私からしゃべった本当のこと、信じてくれない。本当にひどすぎる、情けない、良心ない裁判官です。

北朝鮮（North Korea）から拉致された、無実のかわいそうな日本人たちと、あと家族の悩み、悲しい気持ちと同じ。私と私の家族の気持ちも同じです。80歳以上の両親（father, mother）、小さい子どもたち、奥さんなど、みんな泣いてる。だから、最高裁判所、偏見なく、医者の科学鑑定に出た結果のこと信じて、本気（seriously）、写實的に、しみじみ、無罪判決、出して下さい。お願いします。早く故国（Nepal）帰して下さい。

私からアピールです。みなさん、助けてください。 (*原文はローマ字です)

無実のゴビンダ・プラサド・マイナリ：2002年11月6日東京拘置所にて

2003年の元旦、支援者のみなさんに「ゴビンダさんからの年賀状」（自筆の複製）が届きます。みなさんから、ゴビンダさんに年賀状を出してあげてください。

正月休みで面会ができない間、「年賀状の山」でゴビンダさんを励ましましょう！

<〒124-0001 葛飾区小菅1-35-1 A ゴビンダ・プラサド・マイナリ>

支える会 活動報告！

□最高裁事件交流会の報告

11月21日(木)午前、国民救援会の第142次最高裁統一宣伝行動と要請行動に参加しました。午後からの交流会で、山田会長が「最高裁に対する運動のすすめ方」について話してくださいだったので、その一部を以下に紹介します。

～最高裁には第1から第3までの各小法廷に5名の裁判官、その下に30名の調査官がいる事実上の審理を行うのは、担当小法廷の調査官である。弁護団は、上告趣意書や補充書提出とあわせて調査官に面会し、事件の重大性に関心を持つよう働きかける。当事者や支援者は、「要請行動」(憲法に規定されている請願権の行使)を行う。その際、上申書や署名を提出することができる。署名運動やハガキ作戦は、世論を喚起する方法のひとつである。国民の声で裁判所を動かすため、みなで知恵を出し合おう。どんな裁判官であっても、真実に目をそむけることはできない～

最後に山田会長は、「ゴビンダさんは国内に家族がいないので、支援者が一生懸命支えている。私たちの連帯のあらわれとして、ゴビンダさんに関心を寄せ、ご支援をいただきたい」と、交流会に参加した方々に呼びかけて下さいました。

□「人権パレード2002」報告

12月8日(日)、アムネスティ・インターナショナル日本の主催する「人権パレード2002」に、「無実のゴビンダさんを支える会」から、5名が参加しました。この渋谷で起きた殺人事件の犯人として逮捕され、6年たった今も「神様、わたし、やってない」と独房から必死で叫び続けているゴビンダさんの冤罪を訴え、手紙の一節を朗読して、このことを一人でも多くの人に伝えてくださいと呼びかけました。

□年末カンパの訴え！ ラダさんの再来日に備えて……

ゴビンダさんの奥さんをネパールのイラムから、2003年の3月集会に向けてお呼びする計画が進められています。交通費、滞在費など支援して行くことになります。何かと経済不況で厳しい時期ですが、趣旨をご理解の上「年末カンパ」をよろしくお願いします。(会計)

1月の学習会 「酩酊冤罪・・・そんなのあり？」

<忘れ得ぬ一睡の悪夢～「窃盗」逆転無罪・・・> (朝日新聞)のご本人が講師として顛末記を語ります。日常生活のなかにひそむ冤罪の実態は…

◆1月24日(金)午後7時～9時

◆弁護士会館5階

☆ 支える会からのお知らせ ☆

■事務局会議(毎月第2火曜日 午後7時～9時)

今回は2003年1月14日(火)現代人文社:信濃町下車徒歩5分
会員の方ならどなたでも歓迎します。ぜひ、ご参加ください。

無実のゴビンダさんを支える会 事務局

東京都新宿区信濃町20 佐藤ビル201 現代人文社気付 留守電・FAX 0426-37-8566

e-mail: mainali@anet.ne.jp ホームページ <http://www.jca.apc.org/~grillo>

☆穂高折檻死事件 (1月22日学習会報告)

○<一審無罪で身柄勾留>

11月22日、弁護士会館で、定例の学習会を行いました。今回は、穂高折檻死事件。無実を訴えている被告人のトクナガ・ロベルト・ヒデオ・デ・フレイタスさん（ブラジル国籍）の弁護人のお一人、鈴木 剛弁護士にお出でいただき、話を伺いました。

トクナガさんは、2000年6月27日の朝、自分の当時3歳の娘を折檻し、死亡させたとして、傷害致死で逮捕・起訴され、当初は自分がやったと認めていましたが、裁判になってからは、真犯人は妻であり、自分は身代わりになった、と主張をくつがえしました。一審長野地裁松本支部は2001年5月24日、無罪判決を下しました。

この事件は、控訴審が始まった時点から、きわめて特異な展開を見せます。2001年10月17日、東京高裁で開かれた第1回公判に被告人を出廷させるよう、裁判所は弁護側に求めました。一審無罪である以上、検察側に反論する以上に積極的な主張を行う必要はないはずで、この訴訟指揮は異常です。そして、公判終了後、弁護人を退廷させた上でトクナガさんに勾留質問を行い、その場で勾留を決定、身柄を東京拘置所に移しました。ゴビンダさん同様、一審無罪なのに、身柄を拘束されたのです。

トクナガさんは、就労ビザを取得しており、2003年までの滞在資格があります。逮捕によって、それまでの職を失いましたが、無罪判決後、ようやく新しい職を見つけて、働き始めていました。したがって、ゴビンダさんのように、超過滞在で強制送還される恐れもありませんでした。にもかかわらず、東京高裁第3刑事部は、刑事訴訟法第60条に該当するとして、トクナガさんの勾留を認め、最高裁も特別抗告を棄却し、勾留が決定されました。

検察側は、トクナガさんが外国人であるが故に、逃亡の恐れが強い、と特段に主張したそうで、その点で、ゴビンダさん同様の外国人への差別があることは事実ですが、それ以前に、刑訴法60条の前提は、「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合」で、さらにいくつかの条件を満たす場合に、はじめて勾留を認めているのです。無罪にもかかわらず、「罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある」とされたのでは、一審判決は何の意味もないことになります。こうした恐るべき決定が、最高裁の5人の判事によって、全員一致で認められたのです。

○<事件の争点>

トクナガさんの自供以外に、決定的な物証はありません。起訴状によれば、「平成12年6月12日頃から6月25日頃までの間、3歳の娘に対して多数回にわたって顔面、腹部、両大腿部等を手拳等で殴打、足蹴り等の暴行を加え、両大腿部皮下出血、膀胱破裂等の傷害を負わせ6月27日午前7時頃右傷害に起因する外傷性ショックにより死亡させた」とされています。トクナガさんは、妻をかばうために、最初は積極的に供述を行っていたので、検察側主張は、ほぼその自供どおりのものとなっています。したがって、25日までの暴行で、その2日後の27日に外傷性ショックで死亡することがありうるかが、争点となりました。3名の医師のうち2名は、暴行と死亡の間の時間はもっと短時間であったことを強く示唆し、残る1名は、2日後の死亡もまったくありえないことではない、としています。

また弁護側は、トクナガさんの自白した暴行の状況が不自然である点を指摘し、無罪を主張。一審は、自供の不自然さと、25日の暴行が最後であるとすれば、27日に死亡することは不自然だとする医師の意見を容れて、無罪判決を言いわたしました。

ところが東京高裁は、2002年6月8日、一審無罪判決を破棄し、懲役5年を言い渡しました。二審でも、被害者は急死で、2日前の暴行が死因とは考えにくいという医師の鑑定意見が出されましたが、

高裁はこれを見做す。専門家鑑定を恣意的に解釈した点でも、ゴビンダさん冤罪事件と似ています。

トクナガさんは、現在、最高裁に上告し、東京拘置所に勾留されたままです。彼は日本語をほとんど話すことができず、孤立しています。

参加者からは、事件の詳細について、様々な質問が出され、鈴木弁護士は、ていねいに説明してくださいました。冤罪であるか否かまで即断することは困難ですが、無罪判決にもかかわらず勾留されたことと事の重さを考えると、ゴビンダさん支援とも無縁ではないと思います。(文責・今井恭平)

☆三者学習会の報告

11月8日(金)、ゴビンダ弁護団、国民救援会、「支える会」の三者による、初めての学習会が開かれました。はじめに、瑞慶覧さんが、7月にネパールを訪問した時のスライドを上映しながら、ゴビンダさんの帰りを待つ家族の様子を報告。続いて、神山先生が「上告趣意書のポイント」をわかりやすく解説して下さいました。以下、要約すると、

〜この事件には無罪の積極的な決め手がない、また被害者や関係者のプライバシーに対する配慮からマスコミにアピールしにくい。そう意味では、無実を訴えるのが非常に難しい。しかし、事件そのものは、非常に単純である。

検察の有罪立証は、① オーバーステイの外国人で金に困っていた ② 部屋の鍵を所持していた ③ 現場の遺留品(トイレのコンドーム内精液と毛髪の本)が被告人のものと同じ、の三点に集約される。この内、最大の争点となった③について、**一審判決**は、下記理由により「遺留精液が犯行当時のものとは断定できない」と判断した。

1) 「10日以上むしろ20日以上経過している」という検察側・押尾鑑定結果。

2) 「最後に性交渉を持ったのは、2月末である」とのゴビンダ証言を裏付ける記載「2/28? 外人0.2万円」が、被害者のノートにある。

ところが、このまったく同じ論点が、**二審判決**で覆された。

1) 個人差や環境などから10日前(つまり犯行日)と考えても矛盾はない。

2) ゴビンダ証言とノートの記載とは、金額が相違する。また「?」は初めての客の意味。したがって、2/28の客はゴビンダではない。

このような二審の判断は、有罪心証に偏ったもので、とうてい納得できない。常識的な判断をすれば、2/28の記載をゴビンダさんと考えても、何ら矛盾はないはず。しかし、この点をいくら追求しても「水掛け論」になってしまう。そこで、**上告審**のため、慰留された精液とほぼ同じ条件のもとで、弁護側・押田鑑定を行った。その結果、100%の精子に尾がなくなる状態になるのは、10日では絶対に無理であることが証明された。この鑑定書を添付して、2001年7月5日に上告趣意書を提出した。あとは最高裁の公正な判断を待つしかない。

その間、一番つらいのは、ただ待つだけのゴビンダさんである。支援者のみなさんが、ネパールの家族と往來したり、支援活動の様子を伝えるのは、ゴビンダさんにとって何よりの励みで、弁護団としても感謝している。希望を失わず健康を維持して帰国の日まで過ごせるよう、これからもゴビンダさんを支え続けてほしい〜

この事件に対する理解を深めるため、今後もこうした学習の機会を設けていただきたいという要望を最後に、閉会となりました。(文責: 客野)

〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇